

**関西広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の一部改正（案）について**

令和 7 年10月23日

本 部 事 務 局

1 制定の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）の一部改正に伴い、関西広域連合における会計年度任用職員を対象とする育児部分休業制度を拡充するため、関西広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

2 改正内容

現行の制度においては、育児のための部分休業については、勤務時間の始め又は終わりにおいて、1 日につき 2 時間を超えない範囲において取得することができるが、この部分休業を、① 1 日につき 2 時間を超えない範囲内で勤務しない部分休業及び② 1 日につき 2 時間以上勤務しない部分休業（1 日単位で取得することもできる）に区分し、いずれかを選択できることとする。

また、いずれの部分休業についても、勤務時間の始め又は終わりでない時間についても取得できることとする。

3 施行日

公布の日から施行する。

4 条例改正案

別紙のとおり

5 今後の予定

令和 7 年11月20日 広域連合議会に条例案提出

関西広域連合条例第 号

関西広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例

関西広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例（令和元年関西広域連合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第13条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「第19条第1項」を「第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項」に、「「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、「、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」を削り、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第13条の2 法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第13条の3 法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第13条の4 法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、同条第1項の規定による部分休業の承認の請求をしようとする会計年度任用職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間とする。

（法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第13条の5 法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第14条中「部分休業」を「法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第15条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第15条 法第19条第6項において準用する法第5条第2項の条例で定める事由は、会計年度任用職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における

同条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の関西広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例第13条の4の規定の適用については、同条中「10」とあるのは、「3分の10」とする。

関西広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

改正後	現 行
関西広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例 第 1 条～第12条 省略 (第 1 号部分休業の承認) 第13条 法第19条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、1 日を通じて 2 時間（労働基準法第67条の規定による育児時間又は別に定める介護時間を承認されている会計年度任用職員にあっては、2 時間からその承認された時間を差し引いた時間）を超えない範囲内で15分を単位として行うものとする。 2 省略 (第 2 号部分休業の承認) 第13条の 2 法第19条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。 ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。 (1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数 (2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数 (法第19条第 2 項の条例で定める 1 年の期間) 第13条の 3 法第19条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日 までとする。 (法第19条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間) 第13条の 4 法第19条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、同条第 1 項に規定する部分休業の承認の請求をしようとする会計年度任用職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間とする。 (法第19条第 3 項の条例で定める特別の事情) 第13条の 5 法第19条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更（以下「第 3 項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。	関西広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例 第 1 条～第12条 省略 (部分休業の承認) 第13条 法第19条第 1 項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1 日を通じて 2 時間（労働基準法第67条の規定による育児時間又は別に定める介護時間を承認されている会計年度任用職員にあっては、2 時間からその承認された時間を差し引いた時間）を超えない範囲内で15分を単位として行うものとする。 2 省略 (新設) (新設) (新設) (新設)

(会計年度任用職員が部分休業をした場合における給与の減額) 第14条 会計年度任用職員が<u>法第19条第1項に規定する部分休業</u>の承認を受けて勤務しないときは、会計年度任用職員給与条例第10条又は第42条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第9条第2項又は第41条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 <u>(部分休業の承認の取消事由)</u> 第15条 <u>法第19条第6項において準用する法第5条第2項の条例で定める事由は、会計年度任用職員が第3項変更をしたときとする。</u> 第16条以下 省略	(会計年度任用職員が部分休業をした場合における給与の減額) 第14条 会計年度任用職員が<u>部分休業</u>の承認を受けて勤務しないときは、会計年度任用職員給与条例第10条又は第42条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第9条第2項又は第41条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 <u>(準用)</u> 第15条 <u>第9条の規定は、部分休業について準用する。</u> 第16条以下 省略
---	--